

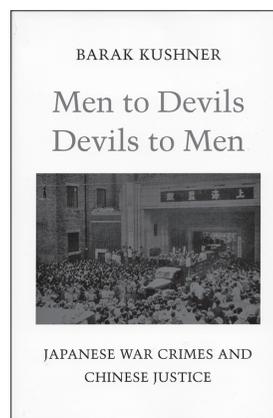
バラク・クシュナー『人から悪魔へ、悪魔から人へ』

——日本の戦争犯罪と中国の正義

Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men:*

*Japanese War Crimes and Chinese Justice.*

ピーター・オコーン



Harvard University Press, 2015.

戦争研究はいまだに戦略的あるいは軍事的角度からのアプローチが多いのだが、ここ二十年ほど前から戦闘終結後の時代についての信頼できる有益な仕事が続々と登場してきている。ヨーロッパ史ではトビー・ジャット (Toby Judd) やイアン・カーショウ (Ian Kershaw) がこのアプローチに刺激的な枠組みを提供し、東アジア史ではハンス・ヴァン・デ・ヴェン (Hans van de Ven) と、そして本書のバラク・クシュナーがこうした観点をもちこんだ。両人とも中国の戦後を焦点にしている。

この魅力的な研究は、中国共産党と国民党が一九四七年から四九年にかけて行なった日本人戦犯裁判をめぐる政治的、外交的駆け引きを対象とし、それをアメリカと連合諸国によって日本内外で一九四五年から四九／五〇年に行なわれた(前者より有名な)

裁判をめぐる同様の駆け引きおよび運営と比較する。

著者は、戦後の戦闘再開という中国の特殊性に鋭い問題意識で切り込む。破綻に向かう国家で疲弊したライバル同士が練り広げた戦いは二十年の長きに及ぶことになったが、その最後の五年間に行なわれたこの戦いは、諸国間の力関係を再編し、東アジアの冷戦構造を組み換える結果をもたらした。この引き延ばされた戦いのために、中国は滅亡の瀬戸際にまで追い込まれた。

日本の壮大なアジェンダがその支配を希求していた中国のみならず全アジアの闘争において国共が優位を競うなかで、中国の侵略者に対する抗日戦争のあらゆる局面が審判の対象となった。それは中国の二つの勢力と東京で開かれた極東国際軍事法廷(東京裁判)の日本人被告——東京裁判で裁かれた日本人被告はごく限

られている——とのあいだだけでなく、中国の二勢力と日本の国益をめぐり法廷外でも争われた。

このような裁判の運営はどんな時でも難しい。内戦の続くなかで裁判を維持するのは、どちらの陣営にとつても兵站の勝利を意味した。著者が述べているとおり、中国軍の人員・装備不足ゆえに、日本の降伏はただちに日本軍の撤退や捕囚につながらなかった。十五年戦争の終息と戦後の始まりにははっきりした境界がない。一九四五年八月から一九四九年十月までの時期はむしろ、列強の帝国主義と巧妙に仕組まれた対敵協力によって遅れに遅れた歴史プロセスが頂点を迎えた時期だった。中国制覇をめざすわずか四年余りの出口なき戦いで、過去数世紀にわたる混乱と無政府状態が沸点に達し、切迫した最悪の全面的内戦へ逆戻りしてしまつたのである。戦犯裁判はこうした戦闘の最中に行なわれた。捕虜たちの監視にあたつていたのは、いつ戦場へ駆り出されてもおかしくない兵士たちだった。

こうした困惑と疲弊のスクラム状態から中国共産党が登場する。これまでの通説では、国民党は銀行を通じて脱出したと言われていたが、著者はその脱出ルートに法廷を加え、この争いにおける国民党の役割についての再解釈にもう一つの様相を付与する。

国共両陣営のいずれもこの破綻国家に対する覇権の足がかりをつかむことさえできないまま、一九四九年十月の不幸な結着まで、

過酷な内戦が三年続いた。アジア秩序の大地殻変動の最前線にあつて、中国共産党と国民党はいずれも抗日十五年戦争の遺産を処理せねばならず、どちらが中国を所有するかだけでなく、どちらが「正義の戦争」という大義を獲得し、中国ブランドを手にするかをめぐって争つた。どちらの中国が浮上し、どちらの中国が沈むか、世界が見守る中、この混沌の中から、どちらが国際法と外交基準の遵守に優れているかを示すことによつて、国家の品位を守れるかが未来からの要求として見えてきた。戦犯法廷はこうした戦いの場、競い合う両陣営の正義を「示す場」となつたのである。

戦後の中国では、日本軍の敗退、混乱を極めた撤退、大量の日本兵の捕囚と再入隊のあと、国共両陣営とその国内権益は苦勞して得た政治・軍事資産を、これらの裁判運営と、達成にはいまだほど遠い国家の品位の証明を集めることに投じた。いつぼう東京裁判では、東アジアの倫理的指導者をめざすこの三者の競合において、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は戦争の計画と指導の罪で訴えられたA級戦犯に焦点を絞ることによつて手際よく日本の側についた。

著者は最近できた東アジア各地の文書館で、恐るべき量の「これまで全く知られていなかった新しいデータの山」と格闘し（p. 20）、中国共産党と国民党両者は、東京裁判の案件を規模と複雑さにおいて凌駕する長期にわたるこれらの裁判を通じて、「通

常」戦争犯罪であるB・C級の戦犯に国際法上の戦争責任を課すことに努力を注いだ、という信頼にたる見解を導き出した。

本書が言うように、日本と二つの中国は戦犯裁判において、受け入れられる、あるいは望ましい（という印象は避けられない）判決を引き出すために、あまりに多くの政治的資産を投じた。日本は巢鴨プリズンの外では貪欲にデモクラシーに飛びつき、それが彼らの新しい主人との関係を強固にするのに役立ったが、法廷の外では、東京裁判は、多くの国民のあいだにその正当性を疑う大きな余地を残すようなかたちで位置づけられ、その議論は今日まで続いている。

マッカーサーが日本を去り、自分を崇める日本人をアメリカ議会で貶める以前から、またその後、日本は中共と台湾を相手とする土俵に飛び込み、プロパガンダ的な法廷闘争を闘っていたのだが、序章で著者が言うように、その闘争は「大陸」中国では「法の形式も機能も中国人の意識から事実上消滅していたし」(p.6)、台湾では、日本の戦争犯罪に関するおおっぴらな言論は一九八七年まで続く戒厳令によって封殺されていた。

本書は歴史学にとつてたいへん価値のある重要な仕事である。本書がこれまであまり気づかれずにきた議論の分野を開拓してくれたおかげで、アジアの冷戦初期における国境をまたぐ複雑な事象についてさらなる研究のテンプレートが示されただけでなく、

一九三一年九月から一九四九年十月に至るまで、中国の国共内戦が払った膨大な犠牲に、私たちの注意を喚起してくれる。

(翻訳：朝倉和子翻訳家(SWET所属))

\*本稿は *Japan Review* 29 (2016) に掲載された英文テキストの日本語訳である。